

# 職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

令和5年10月

鳥取県人事委員会



令和5年10月4日

鳥取県議会議長 浜崎 晋一 様  
鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 小松 哲也

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告します。  
については、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

# 目 次

ページ

## 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	5
5	生計費	5
6	その他の事情	5
7	本年の給与改定	6

## 別紙第2 職員の給与に関する勧告

## 別紙第3 人事管理に関する報告

1	やりがいをもって、能力を高め、発揮する職員	44
2	職員が能力を發揮できる職場環境	46
3	結び	51

## 参考資料

1	職員給与関係資料
2	民間給与関係資料
3	労働経済関係資料
4	生計費関係資料
5	人事管理に関する報告関係資料
6	人事院勧告・報告関係資料

## 別紙第 1

### 職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 14 条第 1 項に、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が定められている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第 24 条第 2 項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

#### 1 職員の給与の状況

本年 4 月 1 日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の適用を受けている職員数は 9,595 人であった。平均年齢は、昨年と比べ 0.6 歳低い 42.5 歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の 6 種 9 給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年 4 月における給与の支給状況等は、表 1 のとおりである（参考資料第 1 表から第 3 表まで）。

表 1 給与の支給状況等（本年 4 月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		9,595 人	3,046 人
平 均 年 齢		42.5 歳	42.5 歳
平 均 経 験 年 数		20.1 年	20.5 年
平均給与月額	給 料	346,307 円	315,524 円
	扶 養 手 当	9,553 円	8,622 円
	管 理 職 手 当	6,378 円	9,107 円
	地 域 手 当	561 円	808 円
	住 居 手 当	5,804 円	6,555 円
	そ の 他 の 手 当	4,315 円	573 円
	合 計	372,918 円	341,189 円

- (注) 1 給料には、教職調整額を含む。  
2 その他の手当とは、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。  
3 再任用職員は、含まれていない。

## 2 民間事業所従業員の給与の状況

### (1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 245 事業所のうち、140 事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、90.7%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものである。

県内の民間事業所における給与改定については、表 2 のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合が 58.7%と昨年(41.6%)より増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は 0.9%と昨年(11.6%)より減少した。ベースダウンとした事業所の割合は 0.9%と昨年(0.0%)より増加した(参考資料第 18 表)。

表 2 給与改定の実施状況の推移

項 目	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
ベースアップ実施	46.4%	35.9%	27.5%	41.6%	58.7%
ベースアップ中止	10.0%	18.3%	24.0%	11.6%	0.9%
ベースダウン	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.9%

(注) 1 係員における状況である。

2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が 100%にはならない。

一方、県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表 2-2 のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は 89.9%と昨年(87.7%)より増加し、引き続き 80%を超える事業所が定期昇給を実施している(参考資料第 19 表)。

表 2-2 定期昇給の実施状況の推移

項 目	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
定期昇給実施	93.9%	82.3%	82.6%	87.7%	89.9%
昇給額の増	23.8%	20.6%	13.5%	20.5%	22.1%
昇給額の減	6.8%	9.7%	8.3%	2.0%	1.1%
変化なし	63.3%	52.0%	60.8%	65.2%	66.7%
定期昇給中止	2.5%	7.8%	5.2%	2.1%	3.0%

(注) 1 係員における状況である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が 100%にはならない。

## (2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

### ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者の4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

なお、比較のための調査対象事業所については、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能なこと、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることなどから、引き続き国や他の都道府県等と同様、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所を対象とすることが適当である。

### イ 公民給与の比較

#### (ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表3のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を2,996円(0.87%)上回る結果となった(参考資料第17表)。

表3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
月 例 給 (令和5年4月分)	348,424円	345,428円	2,996円 (0.87%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者、県外事務所に勤務する者を除いている。

2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な2,903人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月

額とは異なる。

### (イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表4のとおり所定内給与月額  
の4.18月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.10  
月分を0.08月分上回る結果となった(参考資料第22表)。

表4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
特 別 給 (令和4年8月~令和5年7月)	4.18月分	4.10月分	0.08月分

## 3 国家公務員の給与の状況

### (1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った令和5年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表5のとおりである。

表5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職 員 数		252,790人	139,522人
平 均 年 齢		42.3歳	42.4歳
平 均 経 験 年 数		20.4年	20.3年
平均給与月額	俸 給	334,218円	322,487円
	扶 養 手 当	9,027円	8,602円
	俸給の特別調整額	11,994円	12,688円
	地 域 手 当 等	43,290円	43,800円
	住 居 手 当	6,769円	7,447円
	そ の 他 の 手 当	7,449円	8,991円
	合 計	412,747円	404,015円

(注)1 俸給には、俸給の調整額を含む。

2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

### (2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行

政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は95.8となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
国公ラスパイレス指数	95.3	95.3	95.4	95.5	95.8

### (3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約58,800の民間事業所のうちから、無作為抽出した約11,900の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を3,869円(0.96%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数について国家公務員が民間事業所従業員を0.09月分下回っていることが判明したとして、本年8月7日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである(参考資料6)。

## 4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

また、給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映した勧告が行われている。

## 5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである(参考資料第27表)。

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	97,320円	101,150円	135,840円	170,600円	205,310円

## 6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の

景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。（注1）

本県の状況をみると、景気の基調は、令和4年1月頃から見られた持ち直しの動きに令和4年秋頃から足踏みが見られる。また、景気の先行きを示す指標については、引き続き低下傾向にあり、景気の先行きも厳しい。（注2）

（注）1 出典：内閣府 令和5年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県総務部統計課 令和5年10月 「鳥取県の経済動向」

## 7 本年の給与改定

### （1）給与改定の考え方

#### ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきたところである。この結果、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、月例給、特別給ともに全国で最も低い水準となっている。

本年の職種別民間給与実態調査によると、2の(2)のイの(ア)のとおり本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を2,996円(0.87%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、俸給表について初任給を始め若年層に重点を置いて改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給等の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当であり、この改定により、県職員の月例給と民間事業所従業員の月例給の較差は155円(0.04%)となり、ほぼ均衡した水準となる。

#### イ 特別給

特別給については、2の(2)のイの(イ)のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を0.08月分下回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

本年の人事院勧告においては、支給月数の引上げ分について、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされている。本県における配分についても、国及び他の地方公共団体の期末手当及び勤勉手当の支給月数等の状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当であると判断した。

## (2) 改定の内容

### ア 給料表

#### (ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた改定を行うこととし、給料表の水準を平均1.0%引き上げることとする。

#### (イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

### イ 諸手当

#### (ア) 期末手当・勤勉手当

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とする。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当の支給割合を1.250月分（特定幹部職員にあっては1.050月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.900月分（特定幹部職員にあっては1.100月分）とする。令和6年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定幹部職員にあっては1.025月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分（特定幹部職員にあっては1.075月分）とする。

また、任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

#### (イ) 管理職手当

給料表の改定状況を勘案して改定を行う。

#### (ウ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

## (3) 実施時期

改定は、令和5年4月1日から実施する。

ただし、期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げは、令和5年12月1日から実施し、期末手当・勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の変更は、令和6年度から実施する。

本県職員の給与は国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところであるが、このような中であっても、本県職員は、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。議会及び知事におかれては、「職員の給与に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別紙第 2

### 職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

#### 1 職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 415,600 円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 51,100 円とすること。

###### イ 期末手当・勤勉手当

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.250 月分（特定幹部職員にあっては 1.050 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 0.900 月分（特定幹部職員にあっては 1.100 月分）とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（特定幹部職員にあっては 1.025 月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.875 月分（特定幹部職員にあっては 1.075 月分）とすること。

#### 2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 4 号）の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

##### (2) 期末手当

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.650 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.600 月分とすること。

### **3 任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号）の改正**

#### **(1) 給料表**

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

#### **(2) 期末手当**

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.650 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.600 月分とすること。

### **4 改定の実施時期**

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のイの (ア)、2 の (2) のア及び 3 の (2) のアについては、令和 5 年 12 月 1 日から、1 の (2) のイの (イ)、2 の (2) のイ及び 3 の (2) のイについては、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500				

57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000	351,400			
115		302,300	351,700			
116		302,700	352,000			

	117		302,900	352,500						
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		174,600	213,600	246,800	267,400	275,800	287,200	310,500	328,000	366,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	

57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600		
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900		
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100		
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300		
86	294,500	314,700	341,200	381,100		424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600		424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100		425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700		425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300		425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900		425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500		426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800		426,300		
94	302,300	325,900	351,900	385,300				
95	303,400	327,200	353,400	385,900				
96	304,700	328,500	354,800	386,400				
97	305,800	329,700	356,100	386,800				
98	307,000	331,000	357,300	387,200				
99	308,200	332,200	358,400	387,800				
100	309,400	333,400	359,600	388,300				
101	310,500	334,800	360,700	388,700				
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				
105	314,300	338,900	365,200	390,600				
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				
115	320,200	348,900	370,400	394,900				
116	320,800	349,900	370,900	395,400				

	117	321,400	350,900	371,300	395,700					
	118	322,200	351,300	371,800	396,200					
	119	322,900	351,900	372,400	396,700					
	120	323,700	352,500	372,900	397,200					
	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130		356,600	377,300						
	131		357,000	377,800						
	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300	382,500						
	143		361,800	383,000						
	144		362,300	383,500						
	145		362,600	383,800						
定年前再任用短時間勤務職員		228,100	253,800	268,700	279,600	289,700	298,400	308,600	318,600	332,000

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	479,500

45	249,700	304,700	362,800	412,100	480,100
46	250,900	306,800	364,700	413,400	480,800
47	252,100	309,000	366,600	414,900	481,500
48	253,100	311,200	368,500	416,400	482,200
49	254,200	313,300	370,100	418,000	482,800
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	
70	277,100	353,200	401,900	446,500	
71	278,300	355,100	403,300	447,700	
72	279,500	357,000	404,500	448,900	
73	280,500	358,600	405,700	450,000	
74	281,500	360,500	407,100	450,600	
75	282,500	362,300	408,500	451,100	
76	283,400	364,200	409,800	451,600	
77	284,300	366,000	411,000	452,100	
78	285,200	367,700	412,200	452,700	
79	286,100	369,300	413,500	453,200	
80	287,000	370,900	414,900	453,700	
81	287,800	372,300	416,200	454,200	
82	288,900	373,800	417,400	454,800	
83	289,900	375,200	418,400	455,300	
84	290,900	376,500	419,600	455,800	
85	291,900	377,600	420,800	456,300	
86	292,900	379,000	422,000	456,900	
87	293,900	380,400	423,200	457,400	
88	294,900	381,700	424,200	457,900	
89	296,000	382,900	425,300	458,400	
90	297,100	384,200	426,300		
91	298,200	385,300	427,300		
92	299,200	386,500	428,300		

93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	
111	315,600	405,600	
112	316,100	406,400	
113	316,600	407,000	
114	317,000	407,700	
115	317,500	408,400	
116	317,900	409,100	
117	318,400	409,700	
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	
137	325,500	415,300	
138	325,700		
139	326,000		
140	326,300		

	141	326,500				
	142	326,700				
	143	327,000				
	144	327,200				
	145	327,500				
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		230,700	290,700	305,300	320,900	338,000

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000	

45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000
49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	
79	284,700	346,900	401,600	419,000	
80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700	
82	287,100	352,100	404,200	420,100	
83	287,900	353,500	404,900	420,500	
84	288,700	355,100	405,700	420,800	
85	289,600	356,300	406,400	421,100	
86	290,400	357,900	407,200	421,500	
87	291,100	359,400	407,900	421,900	
88	291,900	360,900	408,600	422,200	
89	292,800	362,200	409,200	422,500	
90	293,700	363,500	409,900	422,800	
91	294,600	364,800	410,400	423,100	
92	295,300	366,200	411,100	423,300	

93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		

	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
定年前再任用短時間勤務職員		215,500	283,200	291,000	298,600	319,600

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	

45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	367,900	412,100	501,500
47	238,700	297,300	370,000	413,700	503,100
48	240,100	298,200	372,600	415,200	504,600
49	241,500	299,200	374,500	416,500	506,300
50	243,200	301,100	375,500	417,900	507,700
51	244,800	303,000	376,400	419,300	509,100
52	246,200	304,700	377,200	420,700	510,600
53	247,400	305,900	377,900	422,100	511,700
54	249,000	307,500	379,300	423,500	512,900
55	250,600	308,900	380,600	424,900	514,100
56	252,000	310,800	382,100	426,300	515,300
57	253,200	312,500	382,900	427,400	516,200
58	254,400	314,300	383,500	428,700	517,200
59	255,300	316,100	384,300	430,100	518,200
60	256,200	318,100	385,000	431,400	519,200
61	257,100	319,600	385,700	432,200	520,300
62	257,900	321,700	386,300	433,100	521,200
63	258,700	323,800	387,000	434,100	521,900
64	259,500	325,700	387,700	435,000	522,600
65	260,300	327,500	388,400	435,900	523,400
66	261,100	329,600	389,100	436,700	
67	261,800	331,100	389,700	437,300	
68	262,400	331,500	390,300	438,100	
69	263,000	331,800	391,000	438,500	
70	264,000	332,300	391,700	439,100	
71	265,200	332,800	392,300	439,600	
72	266,200	333,200	392,900	440,100	
73	267,400	333,500	393,500	440,600	
74	268,600	333,900	394,100	441,200	
75	269,600	334,300	394,700	441,700	
76	270,600	334,700	395,300	442,200	
77	271,600	335,200	395,900	442,700	
78	272,600	335,700	396,400	443,300	
79	273,600	336,200	396,900	443,800	
80	274,500	336,700	397,400	444,300	
81	275,500	337,200	398,100	444,800	
82	276,600	337,700	398,500		
83	277,700	338,200	399,000		
84	278,600	338,700	399,600		
85	279,500	339,100	400,300		
86	280,400	339,500	400,600		
87	281,300	340,000	401,100		
88	282,000	340,400	401,700		
89	282,800	340,900	402,400		
90	283,900	341,300	402,700		
91	284,900	341,800	403,200		
92	285,900	342,200	403,800		

93	286,800	342,700	404,500
94	287,700	343,100	404,800
95	288,700	343,600	405,000
96	289,600	344,000	405,300
97	289,900	344,500	405,700
98	290,800	344,900	406,000
99	291,500	345,300	406,100
100	292,400	345,700	406,300
101	293,300	346,100	406,600
102	293,900	346,300	
103	294,600	346,500	
104	295,300	346,700	
105	295,800	346,900	
106	296,300	347,100	
107	296,800	347,300	
108	297,200	347,500	
109	297,400	347,700	
110	297,800	347,900	
111	298,100	348,100	
112	298,300	348,300	
113	298,600	348,500	
114	298,900	348,700	
115	299,200	348,900	
116	299,500	349,100	
117	299,800	349,300	
118	300,100	349,500	
119	300,300	349,700	
120	300,600	349,900	
121	300,900	350,100	
122	301,100		
123	301,300		
124	301,400		
125	301,500		
126	301,700		
127	301,900		
128	302,000		
129	302,100		
130	302,300		
131	302,500		
132	302,600		
133	302,700		
134	302,900		
135	303,100		
136	303,200		
137	303,300		
138	303,500		
139	303,700		
140	303,800		

	141	303,900				
	142	304,100				
	143	304,300				
	144	304,400				
	145	304,500				
	146	304,700				
	147	304,900				
	148	305,000				
	149	305,100				
	150	305,300				
	151	305,500				
	152	305,600				
定年前再任用短時間勤務職員		213,900	245,100	284,600	311,400	366,400

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900	

	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	
	55	390,000	462,200	513,100	
	56	390,700	463,400	514,400	
	57	391,400	464,400	515,400	
	58	392,300	465,400	516,200	
	59	393,000	466,300	517,000	
	60	393,600	467,100	517,800	
	61	394,100	467,900	518,700	
	62	394,600	468,600	519,500	
	63	395,000	469,300	520,400	
	64	395,400	469,900	521,200	
	65	395,700	470,600	522,100	
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400		
	83		480,900		
	84		481,400		
	85		481,800		
定年前再任用短時間勤務職員		277,000	337,300	375,000	393,800

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000

45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			

93			292,500	328,900	349,700			
94			292,700	329,100	350,000			
95			292,900	329,500	350,300			
96			293,200	329,800	350,600			
97			293,500	330,000	350,900			
98			293,700	330,300	351,300			
99			293,900	330,600	351,700			
100			294,200	330,900	352,100			
101			294,500	331,100	352,600			
102			294,700	331,400	353,000			
103			294,900	331,800	353,400			
104			295,200	332,000	353,800			
105			295,500	332,200	354,300			
106				332,400	354,700			
107				332,800	355,100			
108				333,000	355,500			
109				333,200	356,000			
110				333,600				
111				334,000				
112				334,400				
113				334,600				
114				335,000				
115				335,400				
116				335,800				
117				336,000				
118				336,400				
119				336,800				
120				337,200				
121				337,400				
122				337,800				
123				338,200				
124				338,600				
125				338,800				
定年前再任用短時間勤務職員		172,800	206,900	237,200	249,200	271,900	285,000	309,700

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000

45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300	364,100		
127	298,800	329,700	364,600		
128	299,200	329,900	365,100		
129	299,400	330,100	365,400		
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			

	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900	339,000					
	155	307,100	339,400					
	156	307,400	339,800					
	157	307,700	340,100					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		215,400	238,100	255,800	263,900	275,600	302,300	321,200

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	171,200	248,700	287,500	332,200	365,600
	2	172,600	249,900	288,900	334,100	367,700
	3	174,000	250,900	290,300	336,100	369,800
	4	175,400	251,500	291,700	338,100	371,900
	5	176,600	252,100	292,800	340,100	373,500
	6	178,200	253,700	294,100	341,600	376,300
	7	180,000	255,300	295,400	343,000	379,100
	8	181,700	256,500	296,700	344,400	381,900
	9	183,100	257,900	297,700	345,400	384,500
	10	184,600	259,100	299,800	347,100	386,900
	11	186,300	260,300	301,900	349,100	389,200
	12	187,900	261,500	303,900	351,100	391,400
	13	189,400	262,900	306,000	352,600	393,800
	14	191,100	264,500	308,400	354,600	396,500
	15	192,900	266,100	310,600	356,700	399,100
	16	194,600	267,400	312,800	358,800	401,600
	17	196,200	268,800	315,000	360,800	404,100
	18	198,200	270,600	317,200	363,000	406,100
	19	200,100	272,500	319,300	365,100	407,800
	20	202,000	273,900	321,200	367,300	409,400
	21	203,700	275,200	323,000	369,400	410,900
	22	205,300	276,200	323,900	371,200	412,500
	23	207,200	277,400	324,700	372,600	414,300
	24	209,000	278,600	325,600	374,100	416,100
	25	213,500	280,100	326,500	375,900	417,600
	26	215,900	281,200	327,600	378,200	419,100
	27	218,300	282,400	328,600	380,500	420,700
	28	220,700	283,500	329,800	382,600	422,200
	29	222,900	284,400	330,800	384,300	423,200
	30	224,700	285,900	332,000	386,200	424,800
	31	226,700	287,300	333,400	388,100	426,300
	32	228,600	288,500	334,800	389,900	427,900
	33	230,300	289,800	336,000	391,600	429,400
	34	231,800	291,100	337,100	393,100	430,700
	35	233,300	292,400	338,100	394,700	431,900
	36	234,700	293,700	339,500	396,400	433,100
	37	236,000	294,900	340,900	397,900	434,100
	38	237,000	296,100	341,900	399,200	435,100
	39	237,800	297,100	343,000	400,600	436,000
	40	238,500	298,200	344,100	401,900	436,900
	41	239,000	299,600	344,900	402,400	437,300
	42	240,300	300,600	345,900	403,700	437,900
43	241,500	301,700	347,000	404,900	438,500	

44	242,500	302,800	348,100	406,200	439,200
45	243,300	303,800	349,200	407,600	439,700
46	244,300	304,700	350,400	409,000	440,000
47	245,200	305,500	351,600	410,300	440,500
48	246,100	306,300	352,800	411,600	441,000
49	247,200	307,100	353,600	412,800	441,300
50	248,300	307,900	354,800	413,700	441,900
51	249,400	308,600	356,100	414,600	442,500
52	250,500	309,500	357,400	415,300	443,100
53	251,500	310,400	358,700	415,500	443,700
54	252,900	311,200	360,000	415,900	444,400
55	254,200	312,000	361,300	416,300	445,000
56	255,400	312,800	362,400	416,800	445,600
57	256,100	313,500	363,000	417,100	445,900
58	256,700	314,200	364,200	417,300	446,600
59	257,200	314,800	365,300	417,700	447,300
60	257,700	315,400	366,600	418,100	448,000
61	258,200	316,000	367,700	418,400	448,400
62	258,900	316,600	368,300	418,900	448,700
63	259,600	317,200	368,800	419,500	449,000
64	260,300	317,700	369,300	420,000	449,300
65	260,900	318,200	369,600	420,600	449,500
66	262,000	319,000	370,000	421,200	449,800
67	263,100	319,600	370,400	421,700	450,100
68	264,100	320,200	370,800	422,200	450,400
69	264,900	320,900	371,000	422,800	450,600
70	266,100	321,500	371,300	423,300	450,900
71	267,300	322,000	371,700	423,900	451,200
72	268,300	322,600	372,000	424,500	451,400
73	269,100	322,800	372,400	425,000	451,600
74	270,400	323,200	372,600	425,600	
75	271,700	323,500	373,000	426,100	
76	273,000	323,800	373,300	426,700	
77	273,800	324,100	373,600	427,200	
78	274,900	324,400	374,100	427,800	
79	275,900	325,000	374,600	428,500	
80	276,800	325,500	375,000	429,100	
81	277,500	326,100	375,400	429,400	
82	278,500	326,500	375,800	430,000	
83	279,300	326,800	376,300	430,600	
84	280,100	327,000	376,800	431,200	
85	280,900	327,200	377,200	431,600	
86	281,700	327,500	377,700	432,100	
87	282,500	327,700	378,100	432,800	
88	283,400	327,900	378,500	433,500	
89	284,300	328,200	379,000	433,700	
90	285,200	328,500	379,500		

	91	286,000	328,700	380,000		
	92	286,800	329,000	380,500		
	93	287,600	329,200	380,800		
	94	288,200	329,400	381,200		
	95	288,700	329,700	381,700		
	96	289,300	330,000	382,100		
	97	289,800	330,200	382,600		
	98	290,300	330,500	382,900		
	99	290,800	330,700	383,400		
	100	291,100	331,000	383,800		
	101	291,300	331,200	384,400		
	102	291,600	331,400			
	103	291,900	331,600			
	104	292,100	331,800			
	105	292,400	332,200			
	106	293,000	332,400			
	107	293,300	332,600			
	108	293,600	332,900			
	109	293,900	333,200			
	110	294,200	333,400			
	111	294,500	333,700			
	112	294,700	334,000			
	113	294,900	334,200			
	114	295,100				
	115	295,400				
	116	295,700				
	117	295,900				
	118	296,200				
	119	296,500				
	120	296,700				
	121	296,900				
	122	297,100				
	123	297,300				
	124	297,600				
	125	297,900				
	126	298,200				
	127	298,400				
	128	298,600				
	129	298,900				
定年前再任用短時間勤務職員		209,200	233,900	269,100	303,600	316,100

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

## 別紙第3

### 人事管理に関する報告

少子高齢化と人口減少、「地球沸騰化」ともいわれる環境変化とそれに伴う自然災害の増加や激甚化、国内外における社会経済環境の急激な変化など、鳥取県と県民を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後さらに激しさを増すことも懸念される。一方、行政サービスに対するニーズは高度化、多様化しており、かつ、それらへの対応にはさらなる迅速性、的確性が求められるようになっている。

このような中、鳥取県は山積する困難な課題に対して正面から向き合い、積極的かつ前向きに様々な施策に取り組んできた。

今後ともこのような取組を支え、県民の安全、安心な生活を守っていくためには、

- ①職員一人ひとりがプレイヤーとしての能力を高め、最大限効果的、効率的にその能力を発揮するとともに、適切なコンダクティングによりそれらを組織全体の能力向上と発揮、全体最適に繋げていくこと
- ②職員の主体的な成長と活躍を可能とする環境を組織として整備すること

この2点が必要である。

本年の人事管理報告では、この2点について、重点的に意見を述べる。

#### 1 やりがいをもって、能力を高め、発揮する職員

鳥取県が、職員がやりがいをもって、能力を高め、発揮する組織となるためには、まず人材を確保すること、続いて採用後の人材の能力向上及び発揮を支援することが必要である。

##### (1) 人材から選ばれる鳥取県

我が国では生産年齢人口の減少や民間企業の採用意欲の高まり等により、公民を問わず「人材獲得競争」が近年急速に激化しており、本県においても、特に技術職種や教員等では人員の確保が困難な状況が続いている。今後も少子化の進行等に伴い、このような状況は一層厳しくなることが懸念される。

本委員会ではこれまで任命権者と連携し採用試験の受験者確保のため、積極的な募集活動（各種説明会の開催、広報媒体の刷新、SNSの活用、インターンシップや学校訪問等）に加え、採用試験に

についても試験種目の見直しや年齢要件の緩和、実施時期の前倒し等の取組を行ってきたところである。

しかし、上述のような状況の中、設備や施設ではなく人材こそが生命線である鳥取県にとって、その確保は今や全庁を挙げて取り組むべき最重要の課題であると言わざるを得ない。

例えば、公務員についてはその仕事内容や魅力、やりがい等が必ずしも十分に知られていないとも言われている。人材の「確保」といわれるが、その際大切なのは鳥取県が人材を「獲得」することではなく、鳥取県が人材から「選ばれる」ことである。今後は全庁が様々な媒体、機会等を活用してより多くの人にそれぞれの仕事やその魅力等を広く伝えていくとともに、魅力ややりがいを発掘し、より一層磨いていくなどより「人材から選ばれる」鳥取県となるための対策を強化していく必要がある。

その際、新卒一括採用のみではなく経験者採用についても、移住定住促進策等との連携をはかりながら、「選ばれる」対策に取り組むことが必要である。

また、採用後においても、近年 45 歳未満の職員の退職が増加傾向にある。退職に至った理由は様々であるが、このような傾向にある中、離職防止のための対策についても一層取組を強化することが重要である。

## (2) 人材の能力向上及び発揮を促し、支援する鳥取県

職員の「成長」は根本的には職員自身の意志と努力によるものであり、その意味では外部から人材を「育成」することはできない。一方で、行政サービスの維持、向上には、職員の成長を職員個々の自覚や意識のみに頼るのではなく、職員の能力の向上と発揮を組織として喚起、支援していく組織文化、風土とそのための仕組みが不可欠である。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による職場の環境変化（分散勤務など）やそれに伴う職員間のつながりの希薄化は本県のいわゆる「人を育てる意識」や「人を育てる文化」にも影響を与えたものと考えられるが、自ら成長しようとする、また、成長しようとする他の職員を助けようとする組織文化、風土については引き続きこれを守り、さらに振興していくことが重要である。

また、職員の成長及び成長支援を妨げる一因として、業務の多忙さが想定されるところである。長時間労働の是正や業務の削減、効率化については後述するが、例えば新規採用職員のサポーターについて当該サポーターをサポート（サポート方法への助言、業務量へ

の配慮等) するなどの取組も必要である。

さらに、職員が高い意欲をもって成長し続け、能力を発揮し続けるためには職員の努力、成果が正当に評価されることが必要であり、その基礎である人事評価制度についても、職員の職務に対する姿勢や行動、実績等が適切に把握、評価される制度となっているか、随時、点検していく必要がある。また、その運用においても、努力し成果を挙げている職員についてはさらに向上できるように、努力や成果に課題がみられる職員についてはそれらの課題を改善できるように、地方公務員法の趣旨を踏まえ適切に評価を実施するとともに、職員への適切なフィードバックなどその結果を職員のさらなる能力の向上及び発揮へとつなげていくことが必要である。

このように「仕組み」として整備することにより、職員の能力向上及び発揮に対する支援を職員個々の意識や組織の文化、風土のみに委ねるのではなく、具体化、定着化することが必要である。

## 2 職員が能力を発揮できる職場環境

職員がやりがいをもって、能力を高め、発揮するためには、その前提、基盤として健康的かつ安全に働くことができる職場環境が不可欠である。

そのためには、職場内に職員の能力の向上や発揮を阻む要因が生じていないか常に探索するとともに、そのような要因が認められた際は速やかに、かつ、可能な限りこれを取り除く必要がある。

また、職員に健康面や家庭面等における勤務上の何らかの支障などが生じた際は、できるだけ速やかに勤務へ復帰し、継続して能力を発揮することができるよう支援することが重要である。

### (1) 疾病の予防・治療、労働災害の防止

本県職員の長期療養者数は2年連続で増加し、知事部局では100人を超えたところである。うち76人が精神疾患による長期療養者(参考資料第36表)であり、地方公務員の精神疾患による長期療養者の増加は全国的な傾向ではあるが、知事部局における職員に対する割合は近年全国平均より高い傾向が見られる。

精神疾患による長期療養者の増加には新型コロナウイルス感染症の感染拡大など外的要因の影響もあったものと推察されるところ、任命権者においてはそのような状況の中、これまでも職員の負担軽減、メンタルヘルス対策に取り組んできたところである。しかし、上記のような状況を踏まえると、職員の疾病の予防及び治療、復職及び復職後の支援は喫緊の課題である。任命権者においてはこれま

でも個々の事案を中心に丁寧に対応してきたところであるが、併せて長期療養に至る原因や傾向についてもより詳細に分析し、分析結果を組織的な対策に反映していく必要がある。定年引上げにより高齢層職員が増加すること等を踏まえると、職員の心身の健康保持には今後現状以上にきめ細やかな取組が必要となるものと予想される。そのような取組を着実に進めていくために必要な体制整備についても併せて随時検討を行っていくことが必要である。

また、本県職員に係る労働災害についても発生件数は2年連続で増加しており、近年は死亡事故に至った事例は発生していないが、令和4年度に発生した労働災害にも今回は大きな事故ではなかったものの、場合によっては重大な事故につながる可能性があるものも見られた。労働災害においても疾病と同様に予防が最も重要であり、職場内点検により事故発生要因を速やかに発見、除去する必要がある。また、労働災害が発生した場合は同様の災害が繰り返されないよう、今後さらに大きな事故が発生しないよう、再発防止措置を講ずるとともに必要に応じ事故情報の共有等の取組を実施すべきである。

なお、平常時における安全のみでなく、近年自然災害が多発化、激甚化する中、地震や水害等の災害時における職員（被災地で活動する職員を含む）の心身の安全確保についても、平常時から備えを徹底しておく必要がある。

## **(2) 長時間労働の是正等**

### **ア 時間外勤務の縮減と上限時間の遵守**

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワークライフバランスの推進、人材の確保といった観点から非常に重要な課題であり、本委員会も最も優先すべき課題の一つと認識している。

令和4年度、知事部局においては、職員1人当たりの年間時間外勤務時間数（参考資料第31表）、年360時間を超える時間外勤務を行った職員の割合（参考資料第28表）とも大幅に増加した。新型コロナウイルス感染症対策などの要因もあり、任命権者においても組織の拡充や、全庁的な支援体制、外部委託などの対策が取られてきたところであるが、特例業務以外の業務についても上限時間を超えて時間外勤務を命じられた職員は令和3年度以降増加している（参考資料第28、29表）。教育委員会、警察においても、知事部局ほど顕著ではないものの、年360時間を超える時間外勤務・時間

外業務を行った職員の割合は増加しており（参考資料第 28 表）、特に、教員の長時間労働は「教員不足」、ひいては教育水準の維持にも関わる重大な課題となっている。

また、本県では、平成 31 年 4 月から、人事委員会規則により職員が時間外勤務を行うことができる上限時間を設定したところである。しかし、同年末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対策業務等の影響を受け、当該上限時間の遵守を徹底することは難しい状況にあったと言わざるを得ない。

今後は、新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行を一つの契機として、時間外勤務の縮減、上限時間の遵守の徹底に向けて「再起動」する必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、事業場調査等を通じて実態や取組状況の把握に努め、必要に応じて改善指導を行うなど、長時間勤務の是正に引き続き取り組んでいく。

## イ 業務量に応じた体制整備と体制に応じた業務の見直し、削減

時間外勤務縮減と上限時間遵守の取組を進めてもなお業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に上限時間を超える時間外勤務を命じざるを得ない所属等については、職員の健康確保のためにも、また、行政サービスの維持のためにも、業務量に応じた要員が確保される必要がある。各任命権者においては、引き続き、特定の所属や職員に負担が集中しないよう十分に配慮しつつ、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理を行っていくことが重要である。

反面、要員も、それを支える財源も無限ではなく、特に近年人材獲得競争が激化する中、業務の見直し、削減がこれまで以上に重要となっている。今後も行政ニーズのさらなる高度化、多様化が予想されるところ、財源はもとより人員、時間についても有限であることを認識し、人員に応じた業務量という視点もより強く念頭に置きながら業務を見直していくことが重要である。

その際、各所属の工夫や職員の意識のみの問題ではなく、そもそもその業務は必要なのか、県が行うべきなのかという根源に立ち返って検討を行う必要がある。また、「不要不急の業務を削減する」のではなく、何が「より」大切であり、何が然らざるかを識別し、県全体として業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善等を行うことが必要である。

## ウ 勤務時間の適正管理

長時間労働の是正にとって勤務時間の適正な管理は「必要条件」である。

本県では、ＩＣカード職員証などを活用した客観的な記録を基礎とした勤務時間管理が行われている。しかし、時間外勤務命令等により記録される勤務終了時刻とＩＣカード職員証により記録される実際の退庁時刻が乖離している事例が多数発生しており、そのような状況が続いている所属も見られる。このような状況は早急に解消しなくてはならない。

また、一旦ＩＣカード職員証による退庁登録を行った後に再度職場に戻って時間外勤務を行ういわゆる「空通し」など、他にも類似の事例がないか検証を行い、事例が認められた場合は速やかに適正化するとともに再発防止策を講じるべきである。

各任命権者においては、時間外勤務の状況が正確に把握できない中では縮減に向けた有効な対策を講じることは不可能であることを改めて認識し、職員の勤務時間が適正に把握できているか、随時、点検を続ける必要がある。

### (3) 仕事と生活の両立

職員がやりがいを持ちながら、その能力を高め、発揮するためには、仕事と生活（家庭、地域など）との両立が重要であり、それを可能とする環境づくりが必要である。

特に、少子高齢化、職員の年齢構成、定年の引上げ等を踏まえると、子育てや介護等を行う職員への支援が今後さらに重要性を増すことが予想される。本県においても、子育てや介護等を行いながら働く職員に対する仕事と家庭生活の両立支援に係る制度の整備、充実を図ってきたところであるが、意欲のある職員がその能力の発揮を妨げられることなく働き続けることができるよう、引き続き制度そのものと併せて制度を利用しやすい環境を整備していくことが重要である。

また、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、国におけるフレックスタイム制の見直し、勤務間インターバルの確保など、柔軟で多様な勤務制度の検討が進められている。本県においても、これらの状況や職員の能力発揮、公務能率の維持、向上などの要因を踏まえ、県民に対する行政サービスを最適化するための働き方について引き続き検討していく必要がある。

なお、休暇については各任命権者でも取得促進に努めているとこ

ろである。その際、採用、退職時の均衡や任用形態が変わった際の円滑、適切な引継ぎ等についても点検し、必要に応じ所要の改正を行うべきである。

#### (4) ハラスメントの防止・対策

ハラスメントは、被害者の尊厳や人格を不当に害する、人権に関わる重大な問題である。また、被害者だけでなく職場全体の能力発揮を阻み、貴重な人材の損失や行政サービスの低下にもつながるものである。

任命権者においては、ハラスメント防止に向けた要綱等の作成、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられているところであるが、令和3年度には知事部局においてセクシュアルハラスメントを要因とする懲戒処分事案が発生するなど、ゼロハラスメントの実現に向け一層の取組強化が必要である。

ハラスメントについては、発生防止の取組（ハラスメントに至らない事案への早期対応を含む）が重要であるが、併せて発生後についても引き続き実効性のある取組（ハラスメントの潜在化防止及び再発防止を含む）を進める必要がある。

このような取組を進めるためには、現状の対応、体制等についても点検し、必要に応じてハラスメント対応体制の整備や強化等を含めた検討を行う必要がある。

ハラスメントに関しては、県職員以外の方が職務上接する県職員からハラスメントを受けるような事案、職員がカスタマーハラスメントを受けるような事案についても、発生抑止の取組、発生後の対応の双方について同様に取組が必要である。また、不当要求行為等に対しては「鳥取県不当要求行為等対策要綱」等に基づき、組織として毅然と対応するとともに、不当要求行為等に至らないまでも職員個人では対応が困難な事案についても同様に組織的に対応することが重要である。

#### (5) 服務規律の徹底

健全な職場環境を維持するためには、適切な綱紀の保持が不可欠である。

大多数の職員は法令等を遵守し、高い倫理観と使命感をもって公正で民主的な職務の遂行に努めているところである。しかし、令和4年度の懲戒処分件数は前年度より増加しており、近年の処分理由もわいせつ行為など県と県職員に対する県民の信頼を大きく損なう

ものが少なくないことは本委員会としても極めて遺憾である。

任命権者においては、引き続き非違行為等に対して厳正に対処するとともに、職員一人ひとりの公務員倫理の確保に努めるべきであるが、併せて職員個々の意識や自覚のみではなく、組織として非違行為等の発生を防止する体制、チェックなどの仕組みを設けることが重要である。

例えば、近年学校現場等では公金に係る不正経理が続いているが、このような場合には職場の体制や業務の進め方等にも課題はなかったか点検し、少なくとも同様の事態が繰り返されないよう対処すべきである。

また、非違行為等については、公正な処分はもちろんのこと、公表のあり方についても、県民の理解が得られるよう随時点検していく必要がある。

### 3 結び

本年の人事管理報告では、職員がやりがいをもって、能力を高め、発揮する鳥取県を実現するため、職員と職場環境の2点について重点的に意見を述べたところである。

鳥取県の「職員」は条例定数だけでも1万2千人を超え、職務、職位、知識、経験、年齢、性別そして考えなど、その一人ひとりが異なるものである。このように多様な職員が、自由、活発に意見を交わし合い、伸び伸びとその能力を高め、発揮して活躍し、互いに連携、協力して県民の生活を脅かす様々な諸問題に立ち向かっていくことができるよう、さらに風通しのよい組織文化、風土の醸成に継続して取り組んでいくことを期待する。

なお、県は任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員等を含む多様な任用・勤務形態の職から成り立っている。これまで述べてきたような事項はこれらすべての職員に対して配慮すべきものであり、また、その勤務条件についても引き続き国、民間の状況、常勤職員との均衡等を考慮しつつ見直しを検討していくことが必要である。

職員におかれては、本県を取り巻く厳しい状況の中日々職務に精励し県民サービスの維持、向上に懸命に努力するとともに、様々な課題に前向きに取り組む先進的な施策を実施されているところである。

特に、新型コロナウイルス感染症への長期に渡る対応においては、全

職員が一丸となって、県民の生命と健康、生活を守るため全力で取り組まれた。

このような職員の努力に対し、本委員会としても心から敬意を表するものである。

今後とも心身の健康にも十分に留意しつつ、県民とその生活を守るため、高い使命感と厳正な規律をもって職務に精励し、もって県民の期待と信頼に応えられることを期待する。

議会及び知事におかれては、「人事管理に関する報告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。